

沖縄振興公共投資交付金交付申請等要領（国土交通省）

沖縄振興公共投資交付金の交付申請等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省発会第107号建設事務次官通知。以下「工事設計書通知」という。）、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知）及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け国官会第3284号国土交通事務次官通知）その他の特別の定めがあるもののほか、以下のとおり取り扱うこととする。

第1 交付金の交付申請の手続

- 1 沖縄振興公共投資交付金の交付申請は、国土交通大臣あての沖縄振興公共投資交付金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を原則添付し、これらを提出して行うものとする。
 - 一 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面
 - 二 交付金を充てて施行しようとする交付対象事業に、交付金、一般財源及び地方債（地方道路整備臨時貸付金を含む。以下同じ。）以外の財源を充てようとするときは、事業費財源表
- 2 交付申請書は、沖縄総合事務局長に提出するものとする。
- 3 沖縄総合事務局長は、第2項の規定により提出を受けた交付申請書について、交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反せず、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、沖縄振興公共投資交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）に提出を受けた交付申請書を添付し、これを国土交通大臣に提出するものとする。

第2 交付金の交付決定の変更申請

- 1 交付決定を受けた交付金について、交付決定単位ごとの交付決定額、交付金を充てる事業に要する経費の配分又は交付金を充てる事業の内容を変更しようとするときは、国土交通大臣あての沖縄振興公共投資交付金交付決定変更申請書（以下「交付決定変更申請書」という。）に、原則、第1第1項各号に定める書類を添付し、これらを提出して、交付決定の変更申請を行うものとする。
- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項の交付決定の変更申請の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定変更申請書」と、第1第3項中「沖縄振興公共投資交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金交付決定変更申請進達書（以下「変更申請進達書」という。）」と読み替えるものとする。
- 3 交付金を充てる事業に要する経費の費目間の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変

更が生じないものは、適正化法第7条第1項第1号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、経費の配分に関する変更申請を要しない。

- 4 要素事業の新設又は廃止を伴わない事業の内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第3 交付金を充てて施行する事業の完了予定期日の変更

- 1 交付金を充てて施行する事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、事業に関する国土交通大臣あての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、交付金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後6箇月以内であるものをしようとするときは、この限りでない。
- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項に規定する事業の完了予定期日の変更の報告の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「完了予定期日変更報告書」と、第1第3項中「違反せず、金額の算定に誤りがない」とあるのは「違反しない」と、「交付金を交付すべき」とあるのは「完了予定期日の変更がやむ得ない」と、「沖縄振興公共投資交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金完了予定期日変更報告進達書（以下「変更報告進達書」という。）」と読み替えるものとする。
- 3 第1項に規定する完了予定期日の変更が経費の配分又は事業の内容の変更（適正化法第7条第1項第1号又は第3号の軽微な変更）に該当するものを除く。）に伴うものであるときは、同項本文の規定にかかわらず、第2第1項に規定する交付決定変更申請書に、完了予定期日を変更しようとする旨を記載して、これを提出するものとする。

第4 工事設計書等の作成、費目の内容及び算定方法

- 1 第1の交付申請又は第2の交付決定の変更申請を行おうとするときは、交付金を充てて施行しようとする事業ごとに、事業費の内訳を明らかにしておくものとする。
- 2 前項の規定により作成した事業費の内訳を明らかにした書類は、原則、交付申請又は交付決定の変更申請に当たっては、提出を要しない。
- 3 第1項の事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、別表に定めるとおりとする。
- 4 第1項の事業費の内訳を作成する際の要領及び基準は、工事設計書通知及び従前の補助事業等に係る通知、要綱等を参考にするものとする。
- 5 第1項の事業費の内訳を作成する際に用いる設計単価及び歩掛について、前項に規定する要領及び基準により難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案した適正な単価又は歩掛等を用いて算出することができる。この場合は、算出に用いた単価又は歩掛等が適正であることを示す根拠資料を事業費の内訳に添付しておくものとする。

第5 交付金の交付決定の取消申請

- 1 交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付の決定の取消を申請しようとするときは、国土交通大臣あて沖縄振興公共投資交付金交付決定取消申請書（以下「交付決定取消申請書」という。）を提出して、交付決定の取消申請を行うものとする。
- 2 第1第2項及び第3項の規定は、前項の交付決定の取消申請の手続について準用する。こ

の場合において、これらの規定中「交付申請書」とあるのは「交付決定取消申請書」と、第1第3項中「沖縄振興公共投資交付金交付申請進達書（以下「進達書」という。）」とあるのは「沖縄振興公共投資交付金交付決定取消申請進達書（以下「取消申請進達書」という。）」と読み替えるものとする。

第6 申請書等の様式

第1から第5までに定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。

一	交付申請書	参考様式第1
二	進達書	参考様式第2
三	交付決定変更申請書	参考様式第3
四	変更申請進達書	参考様式第4
五	完了予定期日変更報告書	参考様式第5
六	変更報告進達書	参考様式第6
七	事業費財源表	参考様式第7
八	交付決定取消申請書	参考様式第8
九	取消申請進達書	参考様式第9

第7 一括設計審査（全体設計）

- 1 交付金を充てて施行しようとする事業において、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合は、初年度にまとめて沖縄総合事務局長の設計審査を受けることができる。これを変更する場合も同様とし、事業費（全体設計額）の総額の変更については、変更の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による設計審査（以下「一括設計審査（全体設計）」という。）を受けようとするときは、交付申請前に、一括設計審査（全体設計）申請書並びに一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出するものとする。
- 3 一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を作成する際の要領及び基準は、第4第1項の規定により、交付申請又は交付決定の変更申請に際して作成する場合の要領及び基準に準じるものとする。なお、施行年度毎に区分して作成する必要はない。
- 4 一括設計審査（全体設計）の申請に関する前2項の規定は、一括工事設計書（全体設計書）の変更の申請について準用する。この場合において、第2項「一括設計審査（全体設計）申請書」とあるのは「一括設計審査（全体設計）変更申請書」と読み替えるものとする。
- 5 一括設計審査（全体設計）（変更の審査を含む。）を受けた事業については、各年度の交付金の交付申請又は交付決定の変更申請に当たって、第4第1項の規定にかかわらず、事業費の内訳を明らかにした書類を作成することを要しない。ただし、当該事業について、一括設計審査（全体設計）の変更の審査を受けずに事業費の内訳を変更している場合には、この限りでない。
- 6 第2項及び第4項に定める申請書等は、次の各号に掲げる申請書等の種類に応じ、当該各号に定める参考様式を参考に作成するものとする。
 - 一 一括設計審査（全体設計）申請書 参考様式第10
 - 二 一括設計審査（全体設計）変更申請書 参考様式第11

第8 雑則

- 1 交付決定単位は、県とする。

- 2 交付規則第3条に規定する申請書の提出時期は、沖縄県に対し、別に通知する。
- 3 交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的期間は30日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日付け国官会第105号)

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日付け国官会第16609号)

(施行期日)

- 1 この通知は、令和2年10月15日から施行する。

別表

事業費の区分及び内容

費目	科目		説明
	節	区分	
本工事費			事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事、工事を施行するために必要な見張所、倉庫等（以下「工事関連施設」という。）の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地、工事関連施設の借料、工事関連施設の建物に係る敷地の買収料及び借料とする。ただし、請負施行の場合は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等とする。
内 訳	原材料費	工事材料費	本工事に直接必要な鋼材、セメント、砂利、木材等の工事材料費である。
	需用費	燃料費	本工事に直接必要な石炭、木炭、燃料油、動力費、電気料、水道料、ガス料、消耗器材費等である。
		光熱費	
		消耗品費	
	役務費	通信運搬費	本工事に直接必要な諸資材の荷造費、運賃、労務者の輸送費等である。
		保管料	本工事に直接必要な諸資材の保管料である。
	使用料及び賃借料		本工事に直接必要な諸資材の材料置場用土地、建物等の使用料又は賃借料である。
工事請負費		本工事の全部又は一部を請負で施行する場合の経費である。	
	委託料	本工事の全部又は一部を委託（事務費等の間接経費を含む。）する場合の経費である。	

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
附 帯 工 事 費			補助事業者等が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、本工事費の内容に相当する部分の経費（他の経費はそれぞれの該当費目に計上する。）の合計額とし、当該附帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合には、当該附帯工事の工事費（測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具費及び工事雑費の相当額を含む。）及び事務費の総額とする。
内 訳	負担金、補助金及び交付金 原 材 料 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料 工事請負費 委 託 料	負 担 金	<p>附帯工事の施設の管理者が施行する場合に附帯工事負担金として支出する経費である。</p> <p>補助事業者が自ら直営又は請負によって施行する場合の経費であって、その内容は本工事費の例に準ずる。</p>
測量設計費			工事を施行するために必要な測量、試験、観測、設計、点検及び調査等に要する費用とする。
内 訳	原 材 料 費 需 用 費 使用料及び賃借料 備品購入費 委 託 料 工 事 請 負 費	消 耗 品 費 修 繕 費 機 械 器 具 費	<p>調査、測量及び試験のために必要な測量杭、丁張材料等の消耗器材費である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な文具費等である。</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な機械器具（トランシット、レベル製図吊具及びこれに類する各種試験器具でその部品を含む。）の購入、修繕及び借上に要する経費である。</p> <p>調査、測量（設計業務を含む。）、試験等を委託（事務費等の間接経費を含む。）又は請負に付する場合の経費である。</p>

費 目	科 目		説 明	
	節	区 分		
用地費 及 補償費			<p>工事の施行に必要な土地等の買収費（都市再開発法第91条に規定する補償金等を含む。）、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代え直接施行する補償工事に要する費用を含む。）並びに土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業の施行により工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に要する費用とする。</p>	
内 訳	公有財産 購入費		<p>工事の施行に必要な土地等の購入費である（用地先行取得制度により特別会計等から土地等を購入する場合には特別会計等の使用した事業費、利子等を含む。）</p>	
	負担金、補助 金及び交付金	負 担 金	<p>工事に必要な事業用地を土地区画整理事業の施行により造成せしめた場合に、当該土地区画整理事業の施行者に対し土地区画整理法第120条の規定に基く負担金として支出する経費である。都市再開発法第121条、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第93条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第265条の規定による公共施設管理者負担金の取り扱いについても、前記と同様とする。</p>	
	補償・補填 及び賠償金	補 償 金	<p>工事の施行によって損失を受ける者に対する補償費である。</p>	
	原 材 料 費		<p>補助事業者が補償金にかえて、直接施行する補償工事のための経費で、その内容は本工事費の例に準ずる。</p>	
	需 用 費			
	役 務 費			
	使用料及び 賃 借 料			
	工事請負費			<p>補助事業者が施行するダム建設工事に伴う道路の付替工事に代えて、その費用の範囲内で地方公共団体等がダム周辺の山林保全を行うための当該山林の取得及び管理に係る費用を補助事業者が負担する経費である。</p>
	代替費用 負 担 金			
委 託 料			<p>用地買収及び補償の全部又は一部の施行を委託する経費（事務費等の間接経費を含む。）である。</p>	

費 目		科 目		説 明
		節	区 分	
船舶及機械器具費				工事、測量設計に直接必要な機械器具、車輛（乗用車及びこれに類するものを除く。）船舶等の購入費、建造費、補修費（請負含む。）、借料、損料、保守点検費、保管料、運搬費（船舶保険料を含む。）、据付費、撤去費及び修理、製作に要する費用とする。
内 訳	購 入 費	備品購入費	機械器具費	工事、測量設計に直接必要な船舶、機械、車輛、器具及び工具類で、例えば、ブルドーザー、トラック、ワイヤ、スコップ、ツルハシ等の購入費である。
		需用費	消耗品費	
	運 搬 費	原材料費	工事材料費	機械器具等購入の際における駅渡等の場合の現場までの輸送費（据付費及び撤去費を含む。）及び修繕のための機械器具の輸送費である。
		需用費 役務費	消耗品費 通信運搬費	
	借上料	使用料及び賃借料		機械器具等の使用料又は賃借料である。
修 繕 費	需用費	修繕料	機械器具等の修繕料及び直営修繕の場合であって、機械器具等の修繕に必要な経費である。	
	備品購入費	機械器具費		
	需用費	消耗品費		
	原材料費	燃料費		

費 目	科 目		説 明
	節	区 分	
換地諸費			土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会、換地処分及び登記に要する費用とする。
内 訳	報 酬 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び 賃 借 料 工 事 請 負 費 原 材 料 費 備 品 購 入 費		<p>土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する報酬である。</p> <p>この費目から給与が支給される職員に対する日額旅費及び土地区画整理審議会又は住宅街区整備審議会委員等に対する旅費である。</p> <p>土地区画整理事業、都市再生区画整理事業又は住宅街区整備事業の測量、調査、基本計画、事業計画、実施計画、換地設計、換地計画、審議会及び登記に必要な経費である。</p>

費目	科目		説明
	節	区分	
権利変換諸費			市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会（組合施行の場合の審査委員を含む。以下同じ。）、防災街区整備審査会、権利変換に関する処分及び登記に要する費用並びに都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条第1項ただし書の規定に基づき事業者等が支払う地代の概算額とする。
内 訳	報酬 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 敷地使用料		<p>市街地再開発審査会委員及び防災街区審査会委員に対する報酬である。</p> <p>この費目から給与が支給される職員に対する旅費である。</p> <p>市街地再開発事業、防災街区整備事業及び地区再開発事業の測量、調査、評価、設計、権利変換計画、市街地再開発審査会、権利変換に関する処分及び登記に必要な経費である。</p> <p>都市再開発法第88条第1項ただし書及び密集市街地整備法第222条ただし書規定による地代である。</p>
管理処分諸費			市街地再開発事業の施行のための測量、調査、評価、設計、管理処分計画、市街地再開発審査会、管理処分及び登記に要する費用とする。
内 訳			(内容は権利変換諸費に準ずる。)

(備考)

1. 事業費の内訳を作成する際の事業費の区分及び各費目の内容は、当分の間、なお従前の例によることができる。
2. 現場技術業務等をコンサルタント等へ委託する場合の経費や、発注者、設計者及び施工者が工事の施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有するために実施する協議に係る経費については、測量設計費から支弁することができる。

参考様式第 1

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄県知事
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付申請書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業について、同交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により、関係書類を添えて、申請します。

(備考)

この様式に別添をあわせたものが参考様式第 1 です。

参考様式第1の別添

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金調書

(項)〇〇推進費 (目)〇〇〇〇〇〇

(単位：千円)

区分	交付対象事業の名称 細項目	事業実施主体	事業費								事業費計 (A)	控除額 (B)	事業費(控除額の控除後) (C=A-B)	国費率 (D)	基礎額 (C×D)	交付金額 (E)	国費充当率 (E/C)	完了予定年月日	備考
			工事費内訳																
			本工事費	付帯工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	換地諸費	権利変換諸費	管理处分諸費									
1 道路	1-1 道路の改良に係る事業	1-1-1(主) ○ ○線 ○○工区																	道路
		1-1-2(国)××号																	道路
		1-1-3(都)△ △線																	街路
2 港湾	2-1 港湾改修事業	2-1-1●●港																	
10 関連事業	7 都市公園	10-1-1●●緑地																	
計																			

- (備考) 1. 上表は、本年度に実施するすべての事業について記入して下さい。
 2. 「交付対象事業名」の欄には、沖縄振興公共投資交付金制度要綱別表の別紙3の例により、該当する番号及び事業名を記載して下さい。
 なお、1.道路については、「備考」欄に「道路」・「街路」の別を記載して下さい。
 3. 10-1関連社会資本整備事業の「交付対象事業名」の欄には、該当する社会資本整備重点計画第2条第2項各号の号数を付記して下さい。
 4. 「備考」欄には、一括設計承認(全体設計)がされているときは、当該承認がされた年月日、金額及びこの申請による交付申請額とこれまでに交付決定を受けた累計金額の合計額を記入して下さい。
 5. 事業実施主体が沖縄県又は市町村以外の場合で、かつ市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する場合には、「備考」欄に※を記載して下さい。

参考様式第2

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄総合事務局長
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付申請進達書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業について、別添のとおり、沖縄県知事から交付申請があり、交付決定されたく進達します。

(備考)

この進達書とともに、沖縄県知事が提出した交付申請書（参考様式第1）及びその添付書類を提出すること。

参考様式第3

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄県知事
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付決定変更申請書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金について、交付決定の内容等を変更したいので、次のとおり、申請します。

(項) 〇〇推進費 (目) 〇〇〇〇〇〇

当初交付 決定年月 日 番号	最終交付 決定変更 年月日番号	今回変更 事 項	変 更 申 請 の 主 た る 理 由

(備考)

1. この様式に別添をあわせたものが参考様式第3です。
2. 「今回変更事項」欄は、変更事項である交付決定額、内容、経費の配分又は完了予定期日を、それぞれ「額」、「内容」、「配分」又は「期日」と記載して下さい。内容の変更に伴って完了予定期日を変更するときは「内容・期日」と、経費の配分の変更に伴って完了予定期日を変更しようとするときは「配分・期日」と記載して下さい。

参考様式第3の別添

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金調書(交付決定の変更)

(項)〇〇推進費 (目)〇〇〇〇〇〇

(単位:千円)

区分	交付対象事業の名称 細項目	事業実施主体	事業費								控除額 (B)	事業費(控除額の控除後) (C=A-B)	国费率 (D)	基礎額 (C×D)	交付金額 (E)	国費充当率 (E/C)	完了予定年月日	備考		
			工事費内訳																事業費計 (A)	
			本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及補償費	船舶及機械器具費	換地諸費	権利変換諸費	管理处分諸費										
1 道路	1-1 道路の改良に係る事業	1-1-1(主)〇 〇線 〇〇工区	(300,000) 200,000	(100,000) 50,000	(100,000) 50,000	(100,000) 50,000	(100,000) 0	(100,000) 50,000	(100,000) 50,000	(100,000) 50,000	(1,000,000) 500,000		(1,000,000) 500,000	1/2	(500,000) 250,000	250,000	1/2	〇〇年〇月〇日	道路	
		1-1-2(国)×× 号	(0) 100,000	(0) 50,000	(0) 50,000	(0) 50,000	(0) 100,000	(0) 50,000	(0) 50,000	(0) 50,000	(0) 50,000		(0) 500,000	1/2	(0) 250,000	250,000	1/2	〇〇年〇月〇日	道路	
		1-1-3(都)△ △線																		街路
2 港湾	2-1港湾改修事業	2-1-1●●港																		
10 関連事業	7 都市公園	10-1-1●●緑地																		
計																				

- (備考) 1. 上表は、本年度に実施するすべての事業について記入して下さい。
 2. 「交付対象事業名」の欄には、沖縄振興公共投資交付金制度要綱別表の別紙3の例により、該当する番号及び事業名を記載して下さい。
 なお、1.道路については、「備考」欄に「道路」・「街路」の別を記載して下さい。
 3. 10-1関連社会資本整備事業の「交付対象事業名」の欄には、該当する社会資本整備重点計画第2条第2項各号の号数を付記して下さい。
 4. 変更の記載方法は、変更前を上段()として、変更後を下段に記載して下さい。完了予定期日の変更を行う場合も同様とします。
 5. 「備考」欄には、一括設計承認(全体設計)がされているときは、当該承認がされた年月日、金額及びこの申請による交付申請額とこれまでに交付決定を受けた累計金額の合計額を記入して下さい。
 6. 事業実施主体が沖縄県又は市町村以外の場合で、かつ市町村からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する場合には、「備考」欄に※を記載して下さい。

参考様式第4

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄総合事務局長
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付決定変更申請進達書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業について、別添のとおり、沖縄県知事から変更申請があり、交付決定されたく進達します。

(備考)

この進達書とともに、沖縄県知事が提出した交付決定変更申請書（参考様式第3）及びその添付書類を提出すること。

参考様式第5

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄県知事
(公印省略)

完了予定期日変更報告書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金について、完了予定期日を変更したいので、次のとおり、報告します。

(項) 〇〇推進費 (目) 〇〇〇〇〇〇

番号	要素 事業名	交付決定		完了予定期日		予算の繰越		変更の 理由
		番号 年月日	交付 決定額	変更前	変更後	種別	繰越額	

(備考)

- 「種別」欄は、「明許繰越」又は「事故繰越」と記載して下さい。
- 予算の繰越を伴わない完了予定期日の変更にあつては、「予算の繰越」欄を記載する必要はありません。
- 上表への記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順として下さい。
- 上表のほか、支出負担行為担当官が国の歳出予算を繰越するときに沖縄総合事務局長又は国土交通大臣に提出すべき繰越計算書の写しを添付して下さい。(港湾関係の事業を除く。)

参考様式第6

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄総合事務局長
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金完了予定期日変更報告進達書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業について、別添のとおり、沖縄県知事から完了予定期日変更報告がありましたので、進達します。

(備考)

この進達書とともに、沖縄県知事が提出した完了予定期日変更報告書（参考様式第5）を提出すること。

参考様式第 7

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金に係る事業費財源表

(要素事業名) 〇〇

(単位:千円)

区 分		総事業費	内 訳		備 考
			事業費	控除額	
交 付 金					
地 方 負 担 金	一 般 財 源				
	(都 市 計 画 税)				
	(地 方 道 路 譲 与 税)				
	地 方 債				
	受 益 者 負 担 金				
	県 補 助 金				
	市 町 村 分 担 金				
	そ の 他				
	計				
そ の 他					
合 計					

(備考)

1. 上表は、交付金、一般財源及び地方債以外の財源を充てて行おうとする要素事業について、当該要素事業ごとに作成して下さい。(地方負担金の財源が、一般財源及び地方債のみの事業については、この様式を提出する必要はありません。)なお、同種の要素事業が複数ある場合には、本様式は総額についてのみ作成し、内訳を記載した別紙を添付してもかまいません。
2. 「総事業費」は、当該年度に交付金を充てる要素事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含みます。
3. 「その他」欄に計上したものについては、「備考」欄に内容を記載して下さい。

国土交通大臣 あて

沖縄県知事
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付決定取消申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金について、下記のとおり、当該交付決定の全部の取消を申請します。

記

1. 交付決定額 円
2. 交付決定取消額 円
3. 交付決定の取消を申請する理由

(具体的かつ詳細に記載して下さい。)

(備考)

1. 交付決定を受けた後、当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用います。
2. 交付決定の一部取消については、交付決定額の減額として取り扱いますので、この申請書ではなく、交付決定変更申請書(参考様式第3)を提出して下さい。

参考様式第9

番 号
年 月 日

国土交通大臣 あて

沖縄総合事務局長
(公印省略)

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金交付決定取消申請進達書

令和〇〇年度沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業について、別添のとおり、沖縄県知事から交付決定取消申請があり、交付決定を取消されたく進達します。

(備考)

この進達書とともに、沖縄県知事が提出した交付決定取消申請書（参考様式第8）を提出すること。

沖縄総合事務局長 あて

沖縄県知事
(公印省略)

沖縄振興公共投資交付金一括設計審査（全体設計）申請書

沖縄振興公共投資交付金を充てる要素事業に係る工事について、「沖縄振興公共投資交付金交付申請等要領（国土交通省）」（平成24年4月6日付け国官会第3285号）第7の規定に基づき、一括設計審査（全体設計）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 要素事業名

（項）〇〇推進費 （目）〇〇〇〇〇〇〇
要素事業名：

2. 一括設計審査（全体設計）を必要とする理由

（備考）

1. この様式に、別添をあわせたものが参考様式第10です。
2. この申請書とともに、一括工事設計書（全体設計書）及び関係図面等を提出して下さい。

沖縄総合事務局長 あて

沖縄県知事
(公印省略)

沖縄振興公共投資交付金一括設計審査（全体設計）変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号外 件をもって一括設計審査（全体設計）を受けた沖縄振興公共投資交付金の要素事業に係る一括工事設計書（全体設計書）について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1. 要素事業名

（項）〇〇推進費 （目）〇〇〇〇〇〇〇
要素事業名：

2. 変更する理由

(備考)

1. この様式に、別添をあわせたものが参考様式第 1 1 です。
2. この変更申請書とともに、一括工事設計書（全体設計書）の変更内容を明らかにした書類を提出して下さい。

参考様式第 10 又は参考様式第 11 の別添

一括設計審査（全体設計）表

要素事業名 (路線・工区等)				
事業の内容 (延長・面積等)				
工事施行期間	(自) 令和 年 月 日 ~ (至) 令和 年 月 日			
経 費 の 配 分	金 額 (千円)	(内訳)		
		年度	年度	年度
事 業 費				
(内訳)	工 事 費			
	(本工事費)			
	(附帯工事費)			
	(測量設計費)			
	(用地費及補償費)			
	(船舶及機械器具費)			
...				
摘 要				

(備考)

- この様式は、参考様式第 10 又は参考様式第 11 に添付して下さい。
- 変更に係る申請に当たっては、上段に変更前、下段に変更後を記載して下さい。